

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大和郡山市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

令和二年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）

二 測量の地域 大和郡山市全域

三 測量の終了年月日 令和二年一月三十日